

消費者庁より「令和5年度における家庭用品品質表示法の運用状況」が公表されました

1. 違反事例

令和5年度に消費者庁が「指導」したのは78業者があり、製品数合計は247件となっています。そのうち、繊維製品については150件（ズボン54件、シャツ41件、ドレス・ホームドレス12件等）となっており、全体件数の6割以上に該当します。

2. 具体的に公表された例

繊維製品における違反事例

- ①商品に表示された混用率が、実際の混用率とは異なっていた。
- ②旧洗濯表示が付けられた商品を販売していた。
- ③品質表示に表示業者が連絡先として付記されていたにも関わらず、消費者等からの問合せに対して十分に対応できていなかった。

3. 相談事例

令和5年度に消費者庁に相談を受けた件数は4448件となっています。そのうち、繊維製品は1661件です。品目は、シャツ（125件）、帽子（100件）、タオル及び手拭い（88件）、上衣（79件）、靴下（67件）、マフラー、スカーフ及びショール（65件）等です。



ボーケンでは家庭用品品質表示法に基づく各種製品の表示確認も実施しています。是非ご活用下さい。

次ページでは実際にあった相談例を紹介します！

4. 相談内容(抜粋)

区分	相談	回答
洗濯表示 (洗濯記号)	洗濯ができない帽子の場合、「洗濯できません」と表示すればよいですか。	洗濯の取扱いについては、JIS L0001に規定する記号を用いて表示することになっています。
洗濯表示 (取付方法)	洗濯ラベルはどのように取り付ければよいですか。	縫い付け、熱圧着シールの貼付け等で取り付けます。取り付けた繊維製品と同程度の家庭洗濯処理及び商業クリーニング処理に耐えうる適切な素材で作成し、製品の耐用期間中は判読可能でなければならないことになっています。
組成表示	布団の詰物が片寄らないよう、区分けのための中生地を使用していますが、これは組成表示に含まれますか。	ダウンパック等、詰物をまとめるだけのために使用された部分は組成に含まれません。
組成表示	古着をリメイクした服に組成表示は必要ですか。	家表法の対象品目を販売するのであれば組成表示が必要です。古着の組成が判明しているのであれば、その組成を表示することになります。



上記以外の例もあります。以下のサイトからご確認下さい。



https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/information/operation/assets/representation_cms219_240627_01.pdf

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209



@boken_hinshitsushien